

第2章 計画の方針・構成

1. 基本方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の立案並びに推進にあたっては、行橋市総合計画に示される政策展開方針を基本とする。

本市の地形や災害履歴、土地利用等から見て、行橋市においては洪水等における浸水害、集中豪雨時の土砂災害の他に、地震時の震動被害や液状化被害、津波・高潮被害等の災害発生が予想される。その特徴としては、

- 市域の約 1/3 が浸水想定区域になっており、特に人口や建物、公共施設等が集中する行橋・行橋南校区等の市中心部では浸水深 1m 以上と想定されている。実際、昭和 54 年 6 月 30 日水害では、市中心部など市域の 1/3 が浸水している。
- 市中心部の浸水想定区域内では、指定避難所の多くが危険区域内に位置する形になっている。また、収容可能人員が大幅に不足する可能性がある。
- 市西部から南部にかけての山地部、市東部の蓑島・杳尾地区ではがけ崩れや土石流等の土砂災害危険箇所がやや多く存在するが、こういった地域では集落が斜面裾部に張り付くような形になっている箇所が多く、被害を受けやすい土地利用形態になっている。
- 土砂災害危険箇所が多く分布する蓑島や椿市校区では高齢化がより進んでいる。
- 蓑島校区や今元・仲津校区の海岸線では津波・高潮による被害が懸念される。
- 地盤がより軟弱である行橋・行橋北校区では、地震による液状化発生の危険性があると同時に、地震動による被害を受けやすいことが予想される。なお、この地域は人口や木造家屋等も多くなっていることから、大きな被害が生じることが懸念される。
- その範囲は局所的ではあるが、低地部では内水はん濫が随所で発生している。

等が挙げられるが、本市の総合計画では、「近年、大規模地震や局地的集中豪雨による大災害が頻繁に発生していることから、さらなる防災体制を充実強化」していくこととなっている。

したがって、本市の防災に対する基本方針は、上記の災害特性や土地利用、防災体制の現況等を考慮して次のとおりとする。

(1) 東日本大震災などの災害教訓を踏まえた大規模災害対策の充実

東日本大震災は死者・行方不明者 2 万人弱におよぶ未曾有の大災害となった。この地震では、想定規模をはるかに超える大地震と大津波により、東日本沿岸各都市は壊滅的な打撃を受けた。他方、2012 年 7 月の九州北部豪雨災害では、時間雨量 100mm/h を超える短

時間集中豪雨により、河川のはん濫による浸水、土石流、崖崩れなどの土砂災害が広域かつ同時多発的に発生し、数日間で30名近い犠牲者がでた。このように近年の自然環境の激変は災害の大規模化、広域化さらに複合化をもたらしており、もはや安全に回避できない状況となりつつある。さらに、社会環境面では本格的な少子高齢化社会の到来や都市化による地域コミュニティ崩壊等の社会構造の変化が著しく、防災の基本単位である地域の防災力を相対的に低下させつつある。

こうしたことから、本計画では東日本大震災などで得られた災害の教訓を活かした大規模災害対策について、多角的な見地から検討を進めつつ、より一層充実を図っていく。

(2) 防災まちづくり、被害の軽減・防止

1) 防災活動拠点・活動体制等の整備

住民の防災生活圏への認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上「核」となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等を積極的に支援する。

2) 防災を考慮した適正な土地利用の誘導

浸水被害や地震被害を受けるおそれのある、市街地やその周辺での無秩序なミニ開発や虫食い状の市街地形成(スプロール化)の防止、県・市の基準・要綱等に基づいた適正な開発指導などにより、災害に強いまちづくりに資する土地利用誘導を図る。

3) 市街地部での災害の防止

住民や木造家屋等が密集し、かつ広域での浸水災害や地震・津波被害を受けるおそれのある市街地部においては、オープンスペースの確保や整備をはじめ、中心市街地の再生、建築物の不燃化、老朽施設の点検と補強等の防災都市づくりを推進する。

4) 各種防災対策事業の推進

災害から被害を未然に防止し、被害の拡大を低減するため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災対策事業を推進する。

(3) 防災体制の整備

1) 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報

洪水、浸水害など広域での被害発生が想定されることから、防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を目指す。また、市内の危険箇所の把握につとめ、地域住民の置かれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。

2) 防災活動体制の整備

災害の発生及びおそれのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制等の初動体制を確立するとともに、関係部署相互の緊密な連携体制整備を推進する。

(4) 避難・被災者の救援・救護体制整備

1) 避難所・避難体制の整備

避難所自体が災害危険域内に位置する、収容人員が不足するなどの問題があるため(特に浸水害の場合)、小・中学校、校区公民館、学習等供用施設、公園空き地等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等、広域避難も考慮した避難所の検討並びに施設整備、避難体制の充実を図る。

2) 避難行動要支援者対策

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時に支援を必要とする者(以下「避難行動要支援者」という。)の地域ぐるみによる的確な把握や災害時の救助体制、避難所の周知及び誘導等、避難行動要支援者に対する防災体制の確立を図る。特に、蓑島や椿市校区など高齢者比率の高い地区での避難・救助等の体制整備を推進する。

(5) 住民の防災力向上

1) 防災意識の向上と自主的組織づくりの推進

本市では広域での災害発生が想定されるため、住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自主防災組織等による自発的な防災活動への参加を促す。

2. 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

行橋市地域防災計画

第I編 総則

危険箇所の現況、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱等を定める。

一般災害対策編

第II編 災害予防計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に防止するための処置についての計画を定める。

第III編 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止し、または、災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

第IV編 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活の確保、財政支援等についての計画を定める。

地震・津波対策編

第V編 地震・津波災害予防計画

一般災害と異なる被害をもたらす地震災害に関する予防計画を定める。その他計画は一般災害に準ずる。

第VI編 地震・津波災害応急対策計画

大規模災害発生時における応急的処置の対策についての計画を定める。

第VII編 地震・津波災害復旧計画

大規模災害発生時における復旧についての計画を定める。

原子力災害対策編

第VIII編 原子力災害対策計画

原子力発電所事故が発生した場合に備え、原子力災害対策計画を定める。その他計画は一般災害に準ずる。

資料編

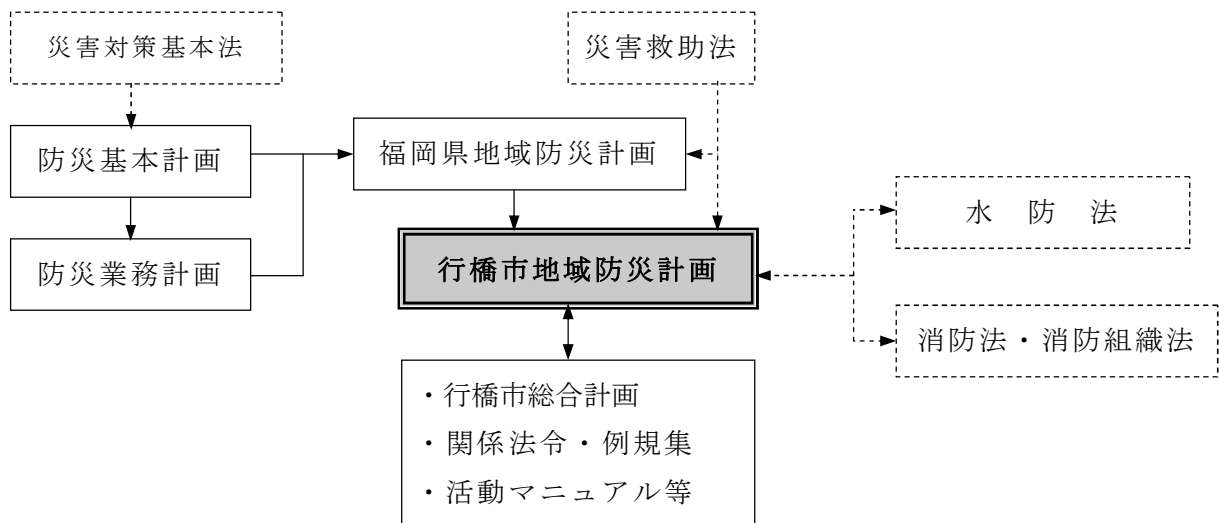
※国の防災基本計画では、中央防災会議の提言を受けて「津波災害対策編」が新設された。しかし、最新の県地域防災計画では地震・津波対策編として改編されたため、本計画も県計画と整合性をもたせる構成としている。

3. 他計画との関係

この計画は、基本法第42条に掲げる防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「行橋市水防計画」と十分な調整を図る。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、市総合計画に矛盾することのない計画とする。



4. 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。